資料 2

平成28年1月15日

平成27年度第1回精神保健福祉審議会

精神保健福祉審議会作業部会最終報告

精神保健福祉の視点からの 災害対応のあり方について [概要説明版]

仙台市精神保健福祉審議会作業部会

1 作業部会における検討状況

平成25年度

● 4回開催

● アンケート調査、ヒアリング調査

平成26年度

• 3回開催

• 中間報告とりまとめ

平成27年度

● 3回開催

● 最終報告案とりまとめ

2 中間報告の概要

- 6つの課題を抽出し検討
 - (1) 災害時の安否確認と相談支援につながる体制
 - ①災害時要援護者情報登録制度の周知を進める。
 - ②登録制度以外の対応策として、障害者相談支援事業所や通所施設等の 支援における安否確認が有効である。
 - ③災害初期の安否確認や避難支援だけでなく、避難生活から生活再建まで の継続的かつ生活全般への支援が必要である。

(2)情報収集と情報提供

- ①災害時には、精神科医療に関する情報と共に、生活に必要な情報の提供 も必要である。
- ②当事者が困っていることや必要としていることを整理した上で、当事者に合わせて情報提供を行うことが大切である。

2 中間報告の概要

- (3) 避難所では安心して過ごせない方への支援
 - ①災害初期から避難生活に至る時期においては、より小さな圏域の中で支援が提供される必要がある。各区保健福祉センターや障害者相談支援事業所だけでなく、通所系福祉サービス事業所、小規模地域活動支援センター、指定特定相談支援事業所等においても支援の一端を担うことが期待される。
 - ②継続的な支援が必要となる事例ついては、区保健福祉センターや障害者 相談支援事業所などの支援機関につなぐ体制が求められる。

(4) 生活再建への支援

- ①精神障害者への支援では、災害初期や避難生活時期だけでなく、生活再建 も含めた支援が必要である。
- ②継続的な支援や生活全般への支援が必要な事例は、各区保健福祉センター、 障害者相談支援事業所などが中心の役割を担うことが期待される。

2 中間報告の概要

(5) 支援ネットワークの構築

- ①精神障害者への支援を行う機関(例:通所系福祉サービス事業所、 小規模地域活動支援センター、相談支援事業所等)が中心となり、 ネットワークを構築することが期待される。
- ②支援ネットワークの形成は、災害時だけではなく、日頃から顔の見える関係 づくりが大切。災害に備え、定期的に話し合いの場を持つことが望ましい。
- ③支援ネットワークは、障害福祉サービス提供等の支援機関だけでなく、地域 支援者や地域包括支援センターとの連携等も含めた構築が必要である。

(6) 災害への備え

- ①日頃から災害対応のイメージ作りを行うことでの自助を促す取組み
- ②地域防災活動に精神障害のある方が参加できるための取組み
- ③事業所等にて個々の利用者と災害時の避難および支援方法の共有

3 最終報告案の概要

中間報告に挙げた6つの課題を時間軸で3つの段階に分類整頓

- ・日頃からの備えを支援する (1)支援ネットワークの構築を行う ・・・・・・・・・・「災害こころネット」 (2)精神障害者の災害時の避難行動 や準備のイメージづくりを促す・・・・・・・・「避難計画作成キット」 (3) 通所系施設等を利用する精神障害者 への災害時対応に備える ・・・・・・・・「避難計画作成キット」 ・災害時に支援する (4) 災害時の相談支援体制 ・・・・・・・・・・「災害こころネット」 (5) 避難所における支援 ・・・・・・・・・・「災害こころネット」 (6) 避難所以外の地域における支援 ・・・・・・・ゾ害こころネット | (7)情報収集と情報提供
- ・日常生活への回帰を支援する
 - (8) 生活再建に向けた継続的な生活支援

3 最終報告案の概要「災害こころネット」の整備

「災害こころネット」―基本的事項

- ・災害時支援は、地域の実情を把握する支援者のアウトリーチ活動が大切である。
- ・アウトリーチ活動には一定のマンパワーが必要 複数の**障害福祉サービス事業所**による**事業共同体**による活動で対応 中学校区単位(原則)で共同体を構成し、「災害こころネット」と称する。
- ①「災害こころネット」—**支援ネットワークの構築**(日頃からの備えを支援)
 - ・「災害こころネット」を構成する事業所は、平常時(日常時)から研修会や合同避難訓練等に協力して取組み、良好な関係のもとで災害時の連携に備える。
 - ・平常時から、地域内の行事や避難訓練への協力と参加、各種研修会や勉強 会を協働開催する。
 - ・こうした取組みにより、地域の町内会や民生委員、児童委員、学校、企業、 地域包括支援センター、障害福祉サービス事業所等と地域内のネットワークを 構築しておく。

3 最終報告案の概要「災害こころネット」の整備

- ②「災害こころネット」—**災害時の相談支援体制**(災害時の支援)
 - ・「災害こころネット」の活動時期

始期:担当区内の指定避難所の開設時から

終期:指定避難所の閉鎖まで

- ・アウトリーチ活動 避難所や地域へ出向き、地域の支援者の協力により展開
- ・平常時(日常時)から地域との関係性を活かし、担当する中学校区域内の要支援者に関する情報を集約し、役割分担して支援する。 また、中学校区域外の他機関や団体との協力の必要性も検討する。
- ・何らかの理由により「災害こころネット」を構成できない場合に備えて、予め他の福祉サービス事業所からのバックアップ体制を整えておく。 (バックアップ体制も機能できない事態には、障害者支援課が体制を確保)

3 最終報告案の概要「災害こころネット」の整備

- ③「災害こころネット」一避難所における支援(災害時の支援)
 - ・「災害こころネット」は、避難所を利用中の精神障害者と避難所(を運営する 町内会など)の間を取り持ち、避難所に障害への配慮を働きかけるなど、 安心して避難所を利用することができるよう支援する。
- ④「災害こころネット」—避難所以外の地域における支援(災害時の支援)
 - ・災害時に避難所を利用できない精神障害者は、食糧などの支援物資や生活 (支援)に関する各種情報などを得ることができず孤立するため、アウトリーチに より医療に関する情報提供などと合わせて生活支援を行う必要がある。
 - ・「災害こころネット」を構成する障害福祉サービス事業所の一部を開放する等が可能な場合、孤立を予防し、安心して過ごせる場として一時的な居場所を提供する必要がある。







災害時の地域における支援の中心

相談・訪問・居場所・情報提供



- ■平常時(日常時)■ (1)災害こころネットで共同する障害福祉サービス事業所同士の連携を強める
- ②担当する中学校区内の自治組織等との関係づくりを進める
- ③各障害福祉サービス事業所等で作成した避難計画を随時受け取り、管理する



町内会

避難所を利用しなくとも

よう支援

必要な援助が受けられる



避難所を利用し続け られるように支援

委託相談支援事業所

民生委員・児童委員

学校

企業(会社・店舗)

地域包括支援センター

避難所

連携・協働

区保健福祉センター

こころのケアチーム

障害福祉サービス事業所

平常時(日常時)

日常的な信頼関係、相互連携・協力関係の 構築

▮災害時

継続的支援が必要又は複雑困難のケースなどでの連携 地域での見守りや避難所での配慮などでの連携

3 最終報告案の概要「避難計画作成キット」の製作

(日頃からの備えを支援)

- ①「避難計画作成キット」―災害時の避難行動や準備のイメージづくりを促す
 - ・作成キットは、精神障害者の居住地を基本とした災害時シュミレーション 内容:事前の準備物、避難場所、避難経路、家族や支援者の連絡先、 薬の処方内容や症状悪化時の対処法、「災害こころネット」の連絡先等
 - ・各種支援情報や制度、支援機関などに関する知識を学び確認しながら、自分自身で書込む形とし、自らの避難行動イメージが形成されるように配慮する。
- ②「避難計画作成キット」―通所系施設等利用者への災害時対応に備える
 - ・通所系サービス事業所、委託相談支援事業所、精神科医療機関の利用者については、働きかけの機会も多く職員との信頼関係もあることから、職員がサポートしながらキットを活用し、通所者の避難計画を立案することを推奨する。
 - ・立案した避難計画は、精神障害者の居住地を担当する「災害こころネット」とも 共有し、災害時のサポートを受けられるようにする必要がある。

3 最終報告案の概要 情報収集と情報提供

- ①情報収集と情報提供
 - ・精神科医療に関する情報 精神保健福祉総合センターが市内の精神科医療機関から情報を収集し、 区保健福祉センターへ提供する。
 - ・生活(支援)に関する情報 区保健福祉センターが収集し、精神科医療に関する情報と併せて避難所を 通じて「災害こころネット」へ提供する。
 - ・「災害こころネット」の活動状況や、各障害福祉サービス事業所等の活動状況 については、区保健福祉センターを経由して精神科医療機関や他の「災害ここ ろネット」などへ提供し、情報の双方向性の確保に努める。
 - ・これらの情報は、可能な範囲で公共放送機関等を通じて適時配信に努める。

精神科医療に関する情報

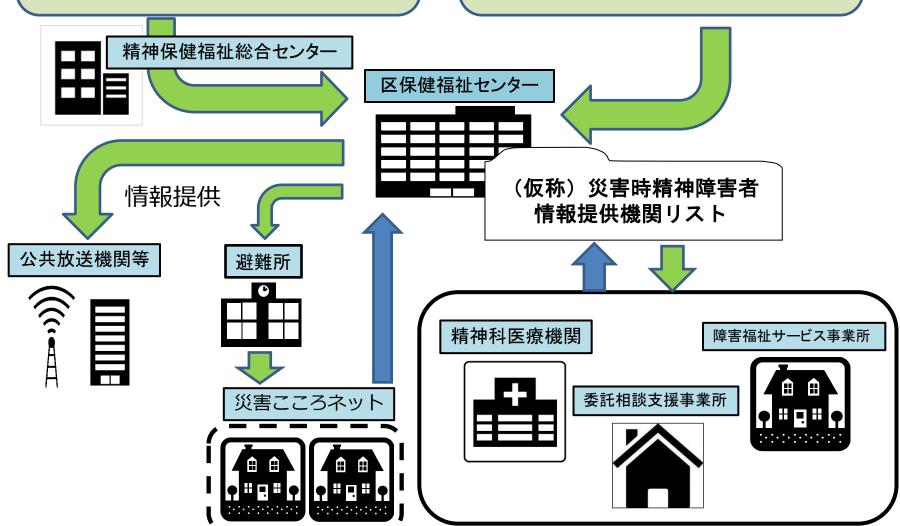
- 診療をしているか
- ・再来のみか、新患の受入れも可能か
- ・治療は外来に限られるか、入院まで応答可能か
- ・処方量、日数の制限はあるか
- ・精神科デイケアの復旧はしているか

など

生活(支援)に関する情報

- ・各種団体が実施する支援活動の情報
- ・公的制度の利用案内
- ・生活インフラの復旧に関するもの
- ・保健や福祉に関する支援やアドバイスに関すること

など



3 最終報告案の概要 日常生活への回帰を支援

- ①生活再建に向けた継続的な生活支援
 - ・「災害こころネット」は、周囲の支援体制が通常業務に回復するのに合わせ、 早い段階から継続支援を要する精神障害者の引継ぎを区保健福祉センター や委託相談支援事業所に対して行い、日常生活への回帰が円滑に進むよう 支援する。